

道路・河川・公共物について

市で管理している道路・河川・公共物（用悪水路など）の構造物に対して工事をする場合や、これらの土地に新たに構造物を設置する場合は、事前に占用工事又は自営工事の許可を受ける必要があります。

(1) 占用工事の具体的な例

- ・ 道路への出入りのため、道路側溝や水路に蓋掛けや橋を設置する行為
- ・ 道路などの敷地内に排水管などを埋設する行為 など

(2) 自営工事の具体的な例

- ・ 用悪水路などの構造物に穴を開けて排水管を接続する行為
- ・ 道路への出入りのため、歩車道境界ブロックを切り下げる行為 など

(3) 申請方法

- ・ 所定の申請様式により 維持管理課 管理係へ提出

認定市道→道路占用許可申請又は道路自営工事承認申請

河川（準用河川）→河川法許可申請

公共物→公共物占用等許可申請又は公共物自営工事等承認申請

※ 公共物とは

普通河川（河川法の摘要又は準用を受けない河川）、溝きよ、用排水路（用悪水路）、青線、認定外道路（道路法の摘要を受けない道路）、赤線など

- ・ 審査期間は概ね一週間程度

(4) 様式について

飯田市ホームページからダウンロードできます。

「道路占用」 検索⇒道路占用工事関係の申請 ⇒道路占用許可申請・協議書(word)

「道路自営」 検索⇒道路自営工事関係の申請 ⇒道路自営工事承認申請書(word)

「公共物占用」 検索⇒公共物占用工事関係の申請⇒飯田市公共物占用許可等申請書(word)

「公共物自営」 検索⇒公共物自営工事関係の申請⇒飯田市公共物自営工事等承認申請書(word)

※県で管理している道路・河川等については下記（飯田建設事務所ホームページ）をご確認ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/iidaken/index.html>

問い合わせ先

維持管理課 管理係

電話 22-4511 内線 2738